



流福審第10号

令和5年10月10日

流山市長 井崎 義治 様

流山市福祉施策審議会
会長 鎌田 洋子



第7期流山市障害福祉計画及び第3期流山市障害児福祉
計画の策定について（答申）

令和5年6月1日付け流社第150号で諮問のあったことについて、下記のとおり答申します。

記

- 1 障害者総合支援法の施行により、難病に罹患する方もこの法律の支援の対象となりました。まだ知らない市民の方が多い状況です。支援が必要な方に情報が届くよう、広報活動を強化してください。
- 2 障害者の高齢化や障害児への支援など、それぞれのライフステージにおける課題や支援ニーズを把握し、ライフステージに沿った、必要な支援が切れ目なく提供される体制を構築するため、地域資源の開発等を行うとともに、事業者においても障害者にも配慮したサービスを提供できるよう支援体制を強化してください。
- 3 地域共生社会の実現に向け、障害者が生活しやすい地域をつくるため、市民の方が障害者の特性について理解を深め、近隣住民同士で助け合える関係を築ける仕組みづくりを強化してください。
- 4 障害のある方の抱える課題が複雑化・複合化しており、既存の相談支援体制では対応困難とされるケースも考えられます。相談支援体制の強化を図りつつ、他分野の関係機関との連携の強化を図ってください。